放置はトラブルにつながる？空き家の雑草について

空き家で発生する問題のひとつに、雑草があります。

雑草を放置すると、近隣に迷惑をかけてしまったり、不審者が出入りする可能性が高まったりするでしょう。

このような事態を防ぐため、空き家の雑草の管理について解説します。

□空き家の雑草を放置することで起こるトラブル

空き家の雑草を放置すると、害虫が発生したり周囲の景観が悪くなったりします。
また、雑草が伸び放題だと空き家だとわかるので、不審者が出入りするおそれがあり、近隣の治

安が悪化します。
このように、雑草ひとつにしても、しっかり管理しないと周囲に迷惑をかけてしまうでしょう。

また、雑草が枯れる冬になると、タバコのポイ捨てで火災が発生するおそれもあります。
もともと空き家そのものが放火の対象になりやすいので、なおさら危険です。
さらに、春になれば雑草の種が風に乗って舞い上がり、近隣の家の庭に雑草の種をまき散らすことになります。
このように、たとえ雑草でも近隣の迷惑になるおそれがあるので、しっかり管理しなければなりません。

□空き家の雑草の管理

上記のように、庭に雑草が生えたままでは近隣に迷惑をかけるので、空き家の庭の草むしりを定期的に行う必要があります。
どうしても定期的に空き家を訪れるのが無理であれば、除草剤を使う方法も検討しましょう。
庭に芝生が植えてあった場合は、放っておくと芝が伸びて隣地まで広がることがあるので注意が必要です。

また、ツタやカズラなどを植えていた場合は、家の壁を覆いつくして隣家までおよぶ場合もあるので、管理しきれないなら根元から切ってしまいましょう。
知らないうちに近隣に迷惑をかけるおそれがあるものは、できるだけ切り取るなどしておくことをおすすめします。

そのほうが近隣の迷惑にならず、トラブルも発生しないでしょう。
空き家を十分に管理できないことで、近隣に迷惑をかけたり犯罪の温床になったりするような可能性だけは、排除したいですよね。

空き家を放置することから発生するデメリットや近隣への迷惑について理解していただけましたでしょうか。
これらを参考に、空き家のお手入れについて考えていただけたら幸いです。

□まとめ

今回は、空き家の雑草の管理について解説しました。
空き家を手入れしきれない場合には、リフォームして売却や賃貸経営をするのもひとつの手段です。
当社では、空き家活用の専門家「古家再生士」がみなさんのご相談を受け付けています。
興味のある方は、一度お問い合わせください。